

# 松本市第6波対応事業者特別支援金

新型コロナウイルス感染症第6波の影響を受けた市内事業者を対象に、支援金を給付します。

## 対象

国の「事業復活支援金」の給付決定者（売上高減少率30パーセント以上の事業者）のうち、次の要件を満たす事業者

### 個人事業者

令和4年2月22日現在で松本市の住民基本台帳に記録されている

### 法人

令和4年2月22日現在で松本市内に本店または主たる事務所を有する

## 給付額

**一律10万円** ※1事業者1回限り

## 申請期間

**3月1日(火)～7月29日(金)**

※郵送は当日消印有効

※電子申請は7月29日午後11時59分まで

## 申請方法

- ①国の「事業復活支援金」を申請
- ②国の「事業復活支援金」の入金を確認後、次の書類を下の宛先に郵送、または電子申請で提出

- ◆松本市第6波対応事業者特別支援金交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）  
※電子申請は入力フォーム
- ◆松本市第6波対応事業者特別支援金交付要綱に係る宣誓・同意書（様式第2号）
- ◆「事業復活支援金」の給付通知（振込みのお知らせ）の写し
- ◆振込口座を確認できる通帳またはインターネットバンキングの画面コピー
- ◆本人確認書類
  - ・個人事業者：運転免許証、マイナンバーカード（表）等の写し
  - ・法人：履歴事項全部証明書（令和4年2月22日以降に発行されたもの）

### 宛先

〒390-0811 松本市中央4-7-26  
松本市勤労者福祉センター内  
松本市第6波対応事業者特別支援金センター

国の「事業復活支援金」  
の詳細はこちら



専用ホームページ

※感染対策のため、左記センターへの来訪はご遠慮願います。ご不明な点は電話でお問い合わせください。

### 【郵送申請の場合】

申請書は商工課、本庁舎・東庁舎1階受付、各地域づくりセンター、松本商工会議所、松本市波田商工会に設置のほか、市ホームページからダウンロードできます。

### 【電子申請】

パソコン、スマートフォンで市ホームページから「ながの電子申請サービス」にて行ってください。

## 問い合わせ

### 【松本市第6波対応事業者特別支援金センター】

0263-87-3969 午前9時～午後5時（平日のみ）

### 【事業復活支援金相談窓口】 午前8時30分～午後7時（土・日・祝日含む）

0120-789-140、03-6834-7593（IP電話等、有料）

松本市第6波対応  
事業者特別支援金



市ホームページ